

感染症・食中毒の予防及びまん延防止に関する指針

1. 基本理念

社会福祉法人二之沢真福会(以下、当法人という。また当法人には、特別養護老人ホームルネス二之沢及びショートステイ、ユニット型特別養護老人ホームルネス二之沢及びショートステイ、デイサービスセンタールネス二之沢、居宅介護支援センタールネス二之沢、高齢者あんしんセンタールネス二之沢を含む)は、感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者を支援するにあたり、感染が広がりやすい状況にあることを認識しなければなりません。

このような前提にたつて、感染症・食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染症発生時には、敏速で適切な対応に努めます。

2. 基本的指針

(1) 取り組み

感染症・食中毒の予防及びまん延防止のために、担当者を決め、委員会を設置する等、当法人全体で取り組みます。

(2) 平常時の対応

① 施設内の衛生管理

感染症・食中毒の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生保持に努めます。また、手洗い場、うがい場、汚物処理室の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃及び消毒を定期的実施し、施設内の衛生管理と清潔の保持に努めます。

② ケアと感染症対策

介護・看護・相談の場面では、職員の手洗い、うがいを徹底し、必要に応じてマスクを着用します。また、血液・体液・排泄物等を扱う場面では、細心の注意を払い適切な方法で対処します。

利用者や相談者(以下、利用者という)の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

③ 利用者以外の外来者への衛生管理の周知を図り、まん延防止を図ります。

(3) 発生時の対応

感染症や食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に従い、感染の拡大を防ぐため下記の対応を図ります。

① 発生状況の把握

② まん延防止のための措置

- ③ 有症者への対応
- ④ 関係機関との連携
- ⑤ 行政への報告

施設長は、次のような場合には、敏速に市町村等の主管部局に報告するとともに、所轄の保健所への報告を行い、発生時対応等の指示を仰ぎます。

※報告書式は、都道府県・市町村の指定様式とします。

<報告が必要な場合>

- ア) 同一の感染症若しくは食中毒による、あるいはそれらによると疑われる死亡者、または重篤患者が一週間以内に2名以上発生した場合
- イ) 同一の感染症若しくは食中毒による、あるいはそれらが疑われる者が10名以上、または全利用者の半数以上が発生した場合(※1)
- ウ) 上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※1) 同一の感染症などによる患者等が、ある時点において10名以上、または全利用者の半数以上発生した場合であって、最初の利用者が発生してからの累積でないことに注意

<報告する内容>

- ① 感染症または食中毒が疑われる利用者の人数
- ② 感染症または食中毒が疑われる症状
- ③ 上記の利用者への対応や施設における対応状況等

なお、医師が、感染症法や結核予防法、食品衛生法の届出基準に該当する利用者、またはその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があります。

3. 体制

(1) 感染予防委員会の設置

① 設置目的

感染症及び食中毒のまん延防止のための対策を検討するため、感染予防委員会を設置します。

② 感染予防委員会の委員長 当法人の職員

③ 感染予防委員会の構成員 看護職員、当法人の職員

なお、感染症がまん延する恐れがある場合は、施設長、事務長を含む関連職種で対策会議を実施します。

④ 感染予防委員会の開催

委員会は、月に1回開催し、その結果を職員へ周知徹底します。

⑤ 感染予防委員会の主な役割

ア) 感染症予防対策及び発生時の対応

- イ)各マニュアル等の作成
- ウ)発生時における、施設内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備
- エ)利用者・職員の健康状態の把握と対応策
- オ)新規利用者の感染症の既往
- カ)委託業者(調理等)への感染症及び食中毒まん延防止の為の指針の周知徹底
- キ)感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施(年2回以上)
- ク)各部署での感染対策実施状況の把握と評価

⑥ 職員の健康管理

ア)夜勤を行う介護に携わる職員は、年2回、他職員は、年1回の健康診断を実施します。

インフルエンザの予防接種について、接種の意義、有効性、副作用の可能性等を職員へ十分に説明の上、同意を得て予防接種を行います。

イ)職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため、完治まで適切な処置を講じます。

4. 各職種の役割

施設内において、感染症・食中毒の予防及びまん延の防止のためにチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たします。

(施設長)

- 1)感染症・食中毒の予防及びまん延防止体制の総括責任者
- 2)緊急時連絡体制の整備(行政機関、関連施設、業者等)

(事務長)

- 1)感染症発症時の行政報告
- 2)感染症発生時に必要な備品の管理

(看護職の責任者)

- 1)感染症・食中毒の予防及びまん延防止体制の現場責任者
- 2)医師、協力病院との連携

(医師)

- 1)診断、処置方法の指示
- 2)協力病院との連携
- 3)感染症発症時の保健所への報告

(看護職員)

- 1)医師、協力病院との連携
- 2)ケアの基本手順の教育及び周知徹底
- 3)衛生管理、安全管理の指導
- 4)外来者への指導

- 5) 予防対策への啓発活動
- 6) 早期発見、早期予防の取り組み
- 7) 経過記録の整備
- 8) 職員への教育

(生活相談員・介護支援専門員)

- 1) 医師、看護職員と連携を図り、予防、まん延防止対策を強化
- 2) 緊急時連絡体制の整備(関連施設、業者、家族等)
- 3) 発生時及びまん延防止の対応と指示
- 4) 経過記録の整備
- 5) 家族への対応(連絡等)
- 6) 各職種別教育

(管理栄養士)

- 1) 食品管理、衛生管理の指導
- 2) 食中毒予防の教育、指導の徹底
- 3) 医師、看護職員の指示による利用者の状態に応じた食事の提供
- 4) 緊急時連絡体制の整備(保健所等各関係機関、関連施設、業者、家族等)
- 5) 経過記録の整備

(介護職員)

- 1) 各マニュアルに沿ったケアの確立
- 2) 関連職種との連携
- 3) 利用者の状態把握
- 4) 衛生管理の徹底
- 5) 経過記録の整備

5. 職員教育

介護に携わる全ての従業員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに、指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り、職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修(年2回以上の実施)
- ② 新任者に対する感染症対策研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

付則

この指針は、平成19年4月1日より施行する。

この指針は、令和6年6月1日より施行する。